

使用済 小型家電を！ リサイクルしよう！

使用済小型家電は、 大切な資源です

小型家電の部品には、貴重な資源が含まれています。
ご家庭に眠っている、携帯電話、デジタルカメラなどの
使用済小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。
市役所各庁舎に回収ボックスを設置しました。



あん姫

回収品目

40cm×20cmの投入口に入る使用済小型家電(電子機器)が対象です。

回収品目の例



回収ボックス設置施設

| 設 置 施 設 | 利 用 時 間 等 |
|---------------|-----------------------------|
| 市役所更埴庁舎廃棄物対策課 | 8:30～17:15 (月曜日～金曜日※祝休日を除く) |
| 市役所戸倉庁舎市民窓口課 | |
| 市役所上山田庁舎市民窓口課 | |

使用済小型家電は、大切な資源です

使用済小型家電は、ごみとして捨てられたり、
家庭で眠ったままになっているのが現状です。
ところが、小型家電の部品には、貴重な資源が使用されています。
千曲市では、市役所各庁舎に設置した専用の回収ボックスで
使用済小型家電を回収し、大切な資源のリサイクルを推進します。
家庭で眠っている小型家電は、資源としてもう一度利用することができます。
使用済小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。



あん姫

ご注意

- 回収できるものは家庭から排出される小型家電のみです。
事業者の方の持ち込みはご遠慮ください。
- 一度回収ボックスに投入された小型家電は返却できません。
- 投入口の大きさは(40cm×20cm)です。それ以上の大きさの小型家電は回収できません。
- 個人情報を含むものは、あらかじめデータを削除してください。
- 電池・電球などは外して出してください。
- 家電リサイクル法の対象品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)は回収できません。
- 土曜日または日曜日に実施する拠点回収も引き続き定期的にも実施します。
実施日は市報または市のホームページ等に掲載する予定です。



使用済み小型家電
廃家電・粗大ごみの
処分時に…

「無許可」の回収業者を 利用しないで下さい!

不法投棄や不適正処理によって
リサイクルされないだけでなく
自然破壊や地球温暖化の原因にも…

家庭のごみは、市が定めたルールで適正に処理する必要があります。
市の許可や委託を受けずに家庭のごみを回収業者が収集することは
認められていません。

また、家庭ごみは産業廃棄物処理業許可や古物商の許可では収集できません。



詳しくは

環境省 不用品回収

検索

お問い合わせ先

千曲市更埴庁舎
廃棄物対策課

〒387-8511 千曲市大字杭瀬下84
電話：026-273-1111
<http://www.city.chikuma.lg.jp>